

不動産登記システムに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年九月二十五日

水戸将史

参議院議長江田五月殿



## 不動産登記システムに関する質問主意書

政府は、不動産登記申請のオンライン化を進めてきたが、利便性に問題があることなどから、オンラインによる利用が進まないため、二〇一〇年までに登記申請の五〇%をオンライン申請とすることを目標に掲げている。この目標を達成するためには何よりも制度への信頼が重要である。

そこで、以下質問する。

- 一 平成二十年六月二十五日に不動産登記システムがダウンした。この原因は何か、見解を示されたい。
- 二 システムの復旧はいつか、また、その周知はどのように行つたか、明らかにされたい。
- 三 システムがダウンした場合、窓口での書類対応しかなく、復旧に長時間を要する場合は緊急の措置として窓口対応の時間を延長することが必要と思われるが、見解を示されたい。
- 四 オンライン申請には登録免許税の一割減免という制度がある。システムダウンによつてオンライン申請ができなくなつた場合にはこの減免が使えない。こうした場合の救済策をどう考えているのか、見解を示されたい。
- 五 今回の事故の対応を巡つて司法書士の間にはオンライン申請に対して二の足を踏む姿勢も散見される。

こうしたことが原因でオンライン申請の利用が進まない場合、社会に与える不利益についてどのように認識しているのか、併せて、オンライン申請の安全・安心・利便性の確保を今後どのように図っていくのか、見解を示されたい。

右質問する。